

公益法人の会計に関する研究会（第17回）

議事録

内閣府公益認定等委員会

公益法人の会計に関する研究会（第17回） 議事次第

日 時：平成27年10月2日（金）10:00～11:54

場 所：公益認定等委員会事務局 第1会議室

1. 本年度の研究会の運営について
2. 公益法人の制度会計についてのアンケート結果(速報)
3. 公益法人会計基準で明示されていない会計事象への対応

○高山座長 定刻になりましたので、第17回の「公益法人の会計に関する研究会」を始めたいと思います。本日はお忙しい中、皆さん御参加いただきましてありがとうございます。

早速、本日の議事に入ります。お手元の議事次第、1、2、3ありますので、時間的には余裕があると思いますが、1番の「本年度の研究会の運営について」、事務局から御説明をお願いします。

○米澤次長 それでは、資料1-1～1-4に沿って御説明を申し上げます。

まず、資料1-1でございます。これはことしの8月7日に、私どもの委員会で報告をして、委員の御了承をいただいたものでございますが、今年度の「公益法人の会計に関する諸課題の検討について」でございます。検討課題が整理してございまして、「公益法人の会計に関する諸課題の更なる検討について」、これは3月にお出しいただきましたこの研究会の報告書でございますが、これに基づきまして、公認会計士協会さんとの連携・協力の下に検討を進めるということになっております事項がiからvまでございます。それぞれにつきまして、これを検討課題としていくということでございます。

あわせて、この研究会の報告書、これに基づきますFAQを改定いたしましたので、その後の運用状況のフォローアップということで、今アンケート調査を実施しております。これも後ほど概要を御説明申し上げますが、必要に応じまして検討課題の抽出を行ってまいります。ただ、現在、これは運用が始まったばかりではございますので、今年度直ちに検討課題は今のところ想定されないのかと考えてございます。

1ページおめくりをいただきまして、これは本年の4月に私どもの委員会として、公認会計士協会さんに御協力の依頼ということでお願いを申し上げたことでありまして「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」という今回の研究会の報告書に基づきまして、協会さんのほうの連携・協力は不可欠ということで、この記のI.で「検討を要する項目」ということで検討を依頼したものでございます。1. 法人類型ごとの適用する会計基準の明確化、2. 公益法人会計基準に明示されていない新たな会計事象への対応等々について、まず公認会計士協会さんのほうとして御検討をお願いしますということで御依頼を申し上げまして、次ページ以下のとおり、それぞれ考え方も、報告書の中身を抜粋しながら御依頼を申し上げたということになってございます。それがページ続いてまいります。

こういった状況を踏まえまして、資料1-3をごらんいただければと存じます。

こういう検討課題をもとにいたしまして、これは今年度の検討課題と、これをスケジュールとして整理を私どもでさせていただいたものでございまして、案として本日この場にお諮りをするものでございます。「平成27年度の検討課題とスケジュール」ということでございまして、公認会計士協会との連携・協力のもとに検討を進めることとされていた事項について、同協会における検討の進捗に応じ、以下のスケジュールにより検討を進めるということにしたらいかがでしょうかという案でございます。

第1回目として、10月2日、本日でございますが、「公益法人会計基準で明示されていない会計事象への対応」ということで、企業会計の基準をどこまで公益法人に求めることが妥当なのかということがテーマとして挙げさせていただいております。

それから、今年度の第2回のテーマとしてどうかと思っておりますのが、「法人類型ごとの適用する会計基準の明確化」ということで、16年基準から20年基準への円滑な切りかえが進むようというところでテーマを設定してございます。

それから、裏、2ページ、ひっくり返していただきますと、第3回ということで、これはその他の事項ということになろうかと思いますが、「研究会報告書の会計士協会実務指針への反映」のさせ方についてという形でくくらせていただきました。例えば先ほどの検討課題にも挙げられておりますけれども、指定正味財産について、使途の制約の基準やその具体例等々、実務指針に記載する必要はないかということ、こういった論点につきまして、公認会計士協会さんの実務指針への反映のさせ方についてどうかということで議論してはどうかということでございます。

ここまで年末に一応予定として入れてございますけれども、議論の状況もいろいろあるかと存じますので、今回予備日として1月中・下旬あたりに、これは議論の状況に応じては、必要に応じて予備日として開催をさせていただくということも念頭に置いております。

こういったプロセスを経まして、第4回として2月中旬ごろに、本年度の研究会報告書案ということで検討して、これが確定されましたらパブリックコメントにかけるというプロセスを考えてございます。あわせまして、この日に日本公認会計士協会さんの実務指針案の最終確認をしていこうといったことではいかがでしょうかということでございます。これを経てパブリックコメントを2月の中旬から3月の中旬ぐらい、1カ月ぐらい経まして、今年度3月の中旬には、今年度の最後になろうかと思っておりますけれども、今年度の研究会報告書ということで確定をさせていただければというスケジュール感を想定してございます。

お戻りいただいて恐縮でございますけれども、資料1-2というのがございます。これは「今年度の研究会の構成員について」ということで、こちら私どもの委員長に御相談を申し上げまして、あわせまして委員会に御報告をしているものでございますけれども、今年度の研究会のメンバーということで、昨年度の報告書を踏まえた検討ということになりますので、今年度も引き続いて、昨年度と同じ皆様にお集まりいただいてやっていきたいと思いますということでございます。ということで、本日お集まりをいただいたということでございます。

最後に資料1-4がついてございます。こちらはこの研究会の運営要領ということで参考としてつけさせていただきました。

私のほうからは、まずは以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。今の御説明の中、何か御質問等ありますでしょうか

か。今の資料1-3でございますが、随分タイトですね。今回、半年で仕上げたということなのですが、これは梶川参与いらっしゃいますけれども、会計士協会のかなりのサポートがなければ達成しないというところがございます。協会もかなりそういう意味では能力もありますし、また優秀な人材もそろっているということでやっていただけたらと思うのですが、ただ、最終的に協会で困るといのは何かを決めなければいけないときの最終的な判断の部分について、我々のほうに投げてくるという形になりますので、適宜、十分意思疎通をしながら進めていきたいと思っております。

2ページ目に、第3回のところの後に予備日というのがございますので、ここで何とか時間を合わせていくということでございますが、いかにも少ない部分がございますので、場合によってはプラスアルファ、もしかしたらこの部分で加わるかもしれませんが、それは緊急な状況でございますので、ぜひ対応をよろしくお願ひしたいと思います。また、皆さんの日程調整、事務局大変ですね。御苦勞されていると思っておりますが、なるべく皆さんのほうも御協力をいただきまして出席をしていただければと思います。

それでは、このスケジュール感でよろしいでしょうか。何か御意見等、長参与、大丈夫ですか。

○長参与 はい。

○高山座長 ということで、頑張つて、このスケジュール感でやりたいと思っております。梶川参与、よろしくお願ひいたします。

○梶川参与 はい。

○高山座長 それでは、2番目「公益法人の制度会計についてのアンケート結果」というところですが、これにつきましても、事務局から御説明、よろしくお願ひいたします。

○米澤次長 資料2（速報）ということでございますけれども、これも割と最近でございますが、本年9月7日～18日にかけてアンケートを実施したものでございます。

対象法人としては、27年3月以降に事業年度が終了し、財務諸表を作成した内閣府、私どもの所管しております公益法人、移行法人ということで、対象法人としては3,696法人ということでございます。

回答が参りましたのが1,206法人でございます。

結果については、雑駁に御紹介を申し上げますが、「Ⅱ 結果」でございますが、今回の法人運営、定期提出書類を作成するに当たつて、今回の研究会の報告書、それに基づく改定FAQが役立ちましたか？ということでお聞きしてございます。

「大変、役立った」から「役に立った」、「一部、項目によつて役立った」というところも含めまして、およそ6割の法人から「役立った」という御回答をいただいております。逆に残りの4割は「役立ったどうかわからない」あるいは「ほとんど、役立っていない」という法人も1割ぐらひはいらつしゃつたということでございます。

それから、項目2といたしまして、今回の報告書、改定FAQで取り扱われた内容で適用したのについて御回答くださいということで、主なものですが、特に昨年いろいろ皆様

に御議論いただきました収支相償の関係でございます。剰余金解消計画の1年延長ということで、69法人から御回答が来ております。剰余金が生じている法人が全部で、次のページの項目3の3-1でございますが、「剰余金が生じている」法人が136ございますので、この136法人のうちのおよそ半分、若干超の法人において活用していただいているということでございます。この半分というのが、多いのか少ないのかというのはいろいろ評価もございしますが、いずれにしても、昨年の報告書を取りまとめでいただきまして、これから私どもも定着を図っていかなければいけないと思っておりますので、そこのところは一生懸命やっっていかなければいけないと考えてございます。

次のページ以下、収支相償が生じた場合の解消説明について、もろもろ聞いておりますので、あわせて、またお帰りになりましたらごらんをいただければと考えてございます。

以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。資料2、思ったよりも皆さん読んでいただいているということで、65%は「役立った」、一部であろうと役に立っているという御判断をいただいております。その中で、1年延長について、今のところ69法人なので、まだ多くはないのしょうけれども、今後、この考え方が進んでいけば、この1年延長を使ってくる法人さんも出てくるのかと思っております。

これは余談なのですが、前回、横山前次長と話をしていたときに、法律のたてつけとして収支相償については「毎事業年度」ってないのですよと言っているのですね。事業比率は毎事業年度と書いてあります。これは満たさなければいけないので、収支相償、そういう意味では1年と書いてないので、数年間で解消ということは、法的にもこれは大丈夫なのかなと、これを聞きまして安心したのですけれども、とりあえずは2年、1年、1年ということで2年ということですよ。この使い方をもう少し見て、将来的には延ばす必要があれば、また考えなければいけませんし、このままでうまくいけば、このままで行くというところで少し様子を見るところだと思います。

あと、皆さん真摯にお答えいただいた方がたくさんいらっしゃって、結構貴重なアンケートになっているということでございます。

このアンケート結果につきましてはまだ途中ですね、集計作業中。

○米澤次長 単純に集計したということですので、もう少し何か、これから見いだせるものがありましたら、また御報告を申し上げたいと存じます。

○高山座長 当初、収支相償が非常に悪者で、大変皆さんの不安感をかきたてたところで、少し修正をしておりますので、参与の皆さんもいろんなところでアナウンスをしていただいて、使いやすい制度だということ、ぜひ皆さんに御理解いただけるよう皆さんの努力も期待いたしております。

何かこれをごらんになって、長参与から御意見ありますか。

○長参与 特にないのですけれども、ただ、何がしかのお役に立てたことで非常にありがたいと思っております。

○高山座長 中田参与から何かありますか。

○中田参与 私は非常に驚いたのは、2-1の「正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の義務付けの緩和」、適用120法人、本当ですか？という感じでびっくりしたのですけれども、どういうふうに適用なさったのか、中身をお聞きしたいと思います。

○高山座長 ちょっとこれは驚きですね。

○中田参与 ちょっと驚きでした。

○高山座長 上倉参与から何かありますか。特にないですか。

○上倉参与 中田先生と同じような感想を持っています。

○高山座長 金子先生、何か感想なり何なりでも結構です。

○金子参与 速報に加えてまた正式値が出れば、そういったものも、また分析等もしていければと思っています。

○高山座長 梶川参与、何か。

○梶川参与 いえ、特に。

○高山座長 ないですか。

○梶川参与 はい。

○高山座長 ということで、皆さんこれをもう一回よく読んでいただいて、我々の出した結論で随分反響があるので驚きました。私もある法人さんで、このアンケートを頼まれて、「どう書いたらいいのですか」と聞かれまして、『『よかった』と書いてください』と言ったのですけれども、「いや、使っていません」と言われたら、正直ということで、使う法人にとってはよかったということと、あと、指定正味を整理したので、この指定正味の整理が、きっと協会のほうで、今後の実務指針に影響を及ぼすかなと思っています。

小森委員から何か。

○小森委員 これは途中経過だということですがすけれども、分析も含めてかどうかわかりませんけれども、結果の公表ということで公表はするのですね。

○米澤次長 どういう形で公表するかはまた考えますので、最終報告書にこれを載せるとか、そこはまた高山先生とも相談させていただきまして、これから考えていきたいと思えます。

○高山座長 ぜひ公表したいですね。思った以上に皆さんリアクションあったので、そういう意味ではやっていきたいと思えます。

雨宮先生、恵先生から何か御意見。

○雨宮委員 別に。

○高山座長 大丈夫ですか。とりあえず、この結果につきましては、速報ということで、皆さんへの情報ということで、今、発表していただきました。

それでは、きょうの本題でございますが、議事次第の3番「公益法人会計基準で明示されていない会計事象への対応」ということで、資料3-1、資料3-2がございます。資料3-1につきましては、上倉参与から御説明いただけるということなので、御説明をお願い

いたします。

○上倉参与 資料3-1は、会計士協会の「公益法人分科会」というところで作成した文書でございます、そこにオブザーバーとして私が参加しているものですから、私から説明させていただきます。

「公益法人会計基準に明示されていない新たな会計事象への対応の基本的な考え方」ということで、まず1番目に背景が記載されております。内閣府からの要請に基づき、公益法人会計基準を適用している公益社団・財団及び一般社団・財団が基準に定めのない会計事象について、企業会計を斟酌した会計処理や開示を行う必要があるか。また、そのような会計処理を行った場合のメリット・デメリットについて検討した。具体的には次の企業会計の基準についての公益法人等への適用可能性について検討対象とした、ということで、①～⑨までの個別の会計基準を列挙しております。

この中には、20年基準ができる前に設定されたものもあれば、できた後に設定されたものもあります。

2番目、「公益法人等への企業会計の基準の適用の基本的な考え方」ということで、公益法人等の利害関係者や財務諸表の利用目的の観点から検討を加えた。

まず、利害関係者については、主に行政利用に限る公益認定等委員会等を除けば寄附者、会員、債権者、取引先のほか、不特定かつ多数の第三者等多岐にわたると考えられる。これらの利害関係者の財務諸表利用目的であるが、それぞれの立場において異なってくるものと想定される。これらのことを考えれば、公益法人等における外部運営環境を踏まえて、運営上生じた事象の経済実態を適切に財務諸表にあらわすとともに必要な情報開示を積極的に行い、その上で適正に開示した情報の利用方法は各利害関係者に任せるべきであると考えられる。ここで、運営上生じた事象の経済実態を適切にあらわし、公益法人等の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況をより適切に表示するための方法としては、考えうるすべての事象について改めてあるべき会計処理を検討する方法も考えられるが、これらに既に対応してきている企業会計の基準を参照することも有益であると考えられる。発生しうる事象自体は一般企業においても公益法人等においても経済的実質は同一と考えても差し支えないと思われるものが多く、それらについては原則として企業会計の基準を適用すべきである。

ただし、上記は会計処理に関する部分についての考えであり、注記に関する部分については金商法ベース、会社法ベース、基準以外のものは不要といった考え方があるが、一般法人法が基本的に会社法に準拠して制定されていることを鑑み、現時点では基準で要求されているもののほかについては会計監査人設置法人か否かの区分ごとに会社計算規則で要求される項目について開示するということが穏当と考えられる。

なお、基本的な考え方は以上のとおりであり、企業会計の基準を適用することに会計上のデメリットは見られない。しかし、これらの中には、そのままの適用を行うことが公益法人制度上支障があるとの懸念があるものも考えられる。そのため、上記企業会計の基準

ごとに、その適用にあたり検討すべき事項を洗い出した。

また、ここでは公益法人等の事務処理の煩雑性といったデメリット及び重要性の観点は考慮していないということでございます。基本的に企業会計の基準を適用することに特段の支障はないということでありますけれども、ただ、個別に見ていきましょうというところが3番以降になっています。

3番の①ですが、まず、ここでは20年基準が公表される前に企業会計に導入されている企業会計の基準と、3ページ目の真ん中より少し下のほうで、②として、20年基準公表後に企業会計に導入された企業会計の基準というふうに分類しております。

3の①、公表前に導入されている基準としましては、1つは退職給付に関する会計基準ということで、こちらも16年基準のころから退職給付会計基準を適用するというような前提で実際に運用がされているかと思いますので、これら基準においても同会計の適用が前提となっている。具体的適用方法に関して同基準に定める方法によることに特に支障は見当たらず、また、同基準に準拠しない場合、適用すべきかの方法も見当たらないというような結論になっております。

それと次の金融商品に関する会計基準については、20年基準では基本的に時価会計を適用することとされており、これ以外の点においては基準においても、同会計の適用が前提になっている。基準と企業会計の基準との異同点については別紙で検討している。資本直入、そういった部分のところが公益法人会計基準にはないということもありまして、若干の違いはありますけれども、基本的に金融商品会計基準を適用することとでございます。また、後ほど別紙ということで詳細については記述がございます。

あと、注記につきましては、会社法ベースが妥当と記述されていますが、金融商品を多額に保有するケースが多い公益法人等の現況を踏まえつつ、基準上、金融商品に関する注記事項を定めているが、これに加えて金融商品の時価開示が必要かに関し、そのあり方についても別紙1で検討しているということで、注記の仕方について検討されている部分があります。これはまた後ほど出てくるところでございます。

3ページ目に行きまして、「リース取引に関する会計基準」ということで、こちらも、先ほどの退職給付に関する会計基準と同様の内容でございます。

「固定資産の減損にかかる会計基準」については、これは20年基準において、公益法人等の特性を考慮した処理方法を規定しておりますので、これに従ってと、企業会計の基準とは少し異なるところがあります。ただ、基準に示されていますので、それに従えばいいというところでございます。

「棚卸資産の評価に関する会計基準」、こちらは20年基準において、低価法の強制について規定されていますので、これによればよいというところでございます。企業会計の棚卸資産の評価に関する会計基準と実質的な差異はありませんので、企業会計の基準に準拠することに変更することも特に支障はないと考えております。

それと「工事契約に関する会計基準」、こちらも20年基準には、特に規定はありません

けれども、先ほどの退職給付やリース取引と同様に特に支障はないのではなかろうかというところでございます。

あと、②、「基準公表後に導入された会計基準の基準」でございますが、まず1つは、「資産除去債務に関する会計基準」ということで、こちらも基準では定めはありませんが、退職給付、リース取引、工事契約に関する会計基準と同様にそのまま適用して支障はなかろうというところでございます。

それと「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」についても、こちらも同様の考え方でそのまま適用するというところでございます。こちらは会社法をベースでも注記事項とされているところを最後につけ加えております。

最後に「会計上の変更及び誤謬の定性に関する会計基準」ということで、こちらも別紙で検討しているところではありますが、まとめますと、基準において特に規定はないですが、公益法人等でどう基準を適用できるか否かについては、次の点について検討して結論を得ることが必要であろうというようなことで、「前期数値の基準における位置づけ（比較情報の考え方）」「会計上の金額と定期提出書類の金額の連動性」「基準における前期損益修正損益の規定との整合性」ということで、この3点を検討する必要があるということで、別紙で検討しております。

以上が全体的な考え方をまとめたものでありまして、あと、次のページに、資料3-1の別紙1、「金融商品会計に関する整理」というものがございます。

論点としましては、そこのⅡに書かれております。いきなり「しかしながら」と始まっていますけれども、『金融商品に関する会計基準』の平成20年改正にて導入された「金融商品の状況に関する事項」「金融商品の時価等に関する事項」、これに関する注記（以下、「時価等の注記」という。）が、20年基準では求められていないということ、これがポイントになってくるかと思えます。

5ページ目の一番下の段落のところを読みますと、「公益法人等においては、財務諸表の利用者として、投資者は想定されておらず、いわゆる企業価値を算定するニーズは少ない。しかしながら、大規模な財団法人等、公益法人等の中には、多数・多様な金融商品を保有する法人も存在すると考えられ、公益法人会計基準においても、『時価等の注記』により、金融商品の状況やその時価等に関する事項の開示の充実を図ることは有意義であると考えられる。なお、企業会計同様、保有する金融商品に重要性が乏しい場合は、注記の省略を認められるものと考えられる」。

あと、6ページ目以降は、公益法人会計基準と企業会計の基準との比較をしております。

まず（1）その他有価証券のうち時価のあるものに関する会計処理ということで、①その他有価証券の定義。企業会計の基準では売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券とそれぞれ定義されております。

公益法人会計基準では特段定義がされていない。また、売買目的有価証券の定義もありませんということで、ただ、公益法人の事業特性から売買目的、有価証券の保有は想定さ

れない。加えて、下記記載のとおり、「その他有価証券」と「売買目的有価証券」の会計処理の相違は生じない。

これも②の会計処理のところに記載されておりますけれども、いわゆる資本直入という考え方がなくて、時価評価に伴って生じる評価差額は、当期の正味財産増減として処理されるというところが違いとしてあるという整理でございます。

あと、償却原価法の適用の違いは特にはないかと思います。重要性の原則の適用のところで、償却原価法のところに触れられているところはありますけれども、特段の違いはない。

(3) ヘッジ会計でございますが、こちらは評価差額の処理については、当期の損益を通さずに処理する会計処理は考えられないことから、繰延ヘッジは事実上適用付加。こういったところで、特に企業会計の基準をそのまま適用して支障はないだろうというようにところでございます。

あと、注記につきましては、今、現状の20年基準では満期保有目的債券の時価の情報を記載するように求められていますが、企業会計の基準では、7ページの下に書かれておりますけれども、「会社計算規則」において、以下の注記が求められているということで、金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項、こちらが求められております。具体的には8ページ目の②に金融商品会計基準で定められた注記事項がありますので、会社法もこれを注記しなさいという定めが置かれています。

(1) 金融商品の状況に関する事項としては、①金融商品に対する取組方針、②金融商品の内容及びそのリスク、③金融商品に係るリスク管理体制、④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明。

(2) 金融商品の時価等に関する事項ということで、公益法人においてもこれらの注記をすることも当然考えられるのではなかろうかということで、こちらの研究会でこのあたりを御検討いただきたいというところでございます。

あと別紙2が、いわゆる遡及基準についてでございますが、どうでしょうか、これも引き続き、切ったほうがいいですか。

○高山座長 一度ここで切らせていただきます。ありがとうございました。

問題は、皆さん、資料3-1の2ページ目の3番の上の2行、「また、ここでは公益法人等の事務処理の煩雑性といったデメリット及び重要性の観点は考慮していない」ということで、原則論を書いています。専門家からすると当然必要と思うかもしれませんが、実務をする人からすると、この金融商品をやれというのは非常に過酷なところだと思いますので、この辺をどのように考えていくかというところだと思います。

私も実務をやっている、上場会社の開示の金融商品のところを見ると、嫌になるほどすごい量の開示になっていきますので、さて、これが対応できる法人さんはどれだけあるのか。例えば定期預金を割引計算するとか、そういうディスカウントキャッシュフロー的な要素をどんどん入れていかないと開示はできてこないの、その辺をどの辺へ入れるかということなのですが、開示となるとこういう形、いわゆる企業会計と同じような方向性になっ

てくるのかなという御意見はわかりました。

それを受けまして、さて、どうするかという話なのですけれども、1つの光としては、7ページ目、会社法との比較のところのただし書き、「会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く）においては、求められていない」というところが救いになって、それだけする力のあるところは開示はしようがないと思うのですが、ほとんど開示する力がないところで、これをそのまま持ってくるかどうか、あるいは企業会計というところなのですが、中小企業会計指針もありますので、その辺も見ながらやっていかなければいけないかもしれませんが、協会がなかなか中小企業会計指針を表立って出すことも難しいところがあって非常に悩ましいと思います。

そういう意味では、いただいた検討はおっしゃるとおりだと思ひまして、特段デメリットというか、今言った事務処理の煩雑、これは物すごいデメリットなのですけれども、これはあると思います。

という、私の前振りをよく聞いていただきながら、皆さんの御意見をお聞きしたいと思いますが、長参与からいかがでしょうか。

○長参与 金融商品の注記ですけれども、会社法並びでいいと思いますが、会計監査人のないところまではやる必要はないと思います。

○高山座長 中田参与から。

○中田参与 実務的に金融商品入っていて、なあにというところなので、これは適用は難しいかなと思います。会計監査人設置会社は大法人ですから、そこは監査の対象にもなりますし、適用していただいても全く問題ないと思います。

○高山座長 説明したところで御意見なのですが。

○上倉参与 会計監査人を設置しているところはもちろん重要性がなければ記載する必要はないのですが、重要性があれば、こういった事項も注記することは当然考えられるかと思ひますけれども、そうでないところまで、これを求めるのは難しいのではないかと思ひていまして、とはいえ、非常に財産を多く持っていて、運用も結構盛んにやっているというような財団などでは、こういった注記情報というのは非常に有用かと思ひますので、注記の記載を妨げるものではないという、積極的に開示するようなことも考えられるのだというところもアナウンスしていけたらいいのかなという気はしています。

○高山座長 したいところはしなさいという感じですか。

○上倉参与 はい。

○高山座長 金子参与。

○金子参与 基本的に重要性があれば開示すべきだと思いますし、あと、財団でそれなりに裕福な財団であっても、非常に仕組み最適なのを持っていれば確かに実務的に難しいというのはあるのですけれども、すごく財産家の方が一定の株式、上場株式を寄附したような場合、通常取引報告書と時価はとれますし、よほどポートフォリオが複雑でない限りは、ある程度、期末の証券会社等から来る取引報告書にも時価は開示されていると思

いますので、そういう財団等で運用が全体の財産の大部分を占めるような法人の場合には開示すべきかと思えます。

その上で、上倉参与からあったかと思うのですが、会計士協会の3-1別紙1は会計士協会ですね。こちらのほうの最後の段落に、「投資者は想定されておらず」はいいと思うのですが、その前の1段落目に書いてあるのですが「金融商品のリスク管理等を一層徹底するインセンティブを高めるためにも金融商品の時価等を開示することに意義があるという意見がある」と書いてある。これについては、公益法人にも同じように当てはまるものだと思うので、ぜひそういった趣旨を徹底していただいた上で、上倉参与がおっしゃったような積極的な開示をお願いしたいと思います。

その上で、もう一点よろしいでしょうか。

○高山座長 はい。

○金子参与 ちょっと飛んでしまうかもしれないのですが、最後の機密性2情報の2ページに、今の金融商品の注記に関してあるのですけれども、こちらに記載されております事務局案と、先ほど御案内いただいた資料3-1はかなりニュアンスが違っているように個人的には思いますが、金融商品会計に関する整理はそれなりに開示すれば意義があるというような書き方なのですが、最後の情報の2ページの【現行どおり】の(2)を見ますと、「自主的に注記することは妨げないが」という記述になっていて、研究会として、ここで合議するとき、実際的に大した影響がないかもしれないのですけれども、書き方としては、本来入れるべきであるが、重要性がないところは仕方がないという書き方と、いや、自主的にやるのは妨げないがやるならずっとやってくださいという書き方というのは、相手方に出したときの批判の度合いが違ってきていて、もし、今の最後のほうのページの書き方をすると、かなり開示的にスタンスが後退したというイメージにとられかねないので、最終的な結論が重要性があるところはしっかりやっていただきたいということであれば、しかし、そうでないところは省略するのもやむを得ない、という書き方にしていただけないかというのが希望でございます。

以上です。

○高山座長 梶川参与から。

○梶川参与 実質的にそんなに違う意見を申し上げているつもりではないかもしれませんが。それから、協会の考え方というデッドラインが出ているので、私がどちらにとかという話にもなるということをお断りした上で、会計監査人の設置云々という話は監査制度の話であって会計基準の話ではないのですね。そこははっきりしないと、裏づける論理をどういうふうに整理をするのかということがあると思えます。

実際に会社法で会計監査人がいないから認められているというわけではなくて、会社法の規定というのは会計監査人がいようがいまいがある部分までは同じなのです、法令。ただ、実質的にそれを追求する人がいないから会計監査人にいないと簡便でもいいという話になっている。よく八百屋でも会社であればみたいな。

ただ、こちらのケースでは、そもそも行政監督上のニーズもございますので、それでいいと。本当は法務省管轄であっても、法務省がいいよと言っているわけではないのですが、より多分行政上、目をつむるということがしにくい状況にある組織ではないかと思imasるので、その辺、理論的に少しその理論から見て大丈夫だという話を整理して、ほぼ規範に準ずるものとしてお出ししなければいけないかということはあると思うので、正式に出すときに、監査制度の話と混在した理論で正式に出すことはできないと思いますので、そこはきちんとバックグラウンドの理屈も整理した上で金額基準なり何なりするとか、重要性というものを何か、基準に入れるという意味ではないのですけれども、この研究会などでも出さなければいけないということもあるかなという気がするのですけれども。

ただ、結論的に情報価値のないものを強制的に出すということについて、それが必要だと言っているわけでは全くないので、いかなる情報価値を整理するかということはある。ちょっと厄介な、スケジュール感をずらすような話にしているような感じで非常に恐縮なのですけれども、その2つ、監査制度と会計の規範性の話と、同じ会計の規範性でも、多分一般の会社法と公益認定等委員会がある行政的配慮が非常に高い組織とその2点をどうクリアするかということは整理してみたいなという感じです。

○高山座長 ありがとうございます。悩ましいですね。中小企業版の会計基準がないですから、公益法人の場合、だから全部に対して、わっとかかってしまうのでということと、監査と会計は違うというところもありますから、難しい。

○梶川参与 済みません。

○中田参与 質問してよろしいですか。

○高山座長 はい。

○中田参与 質問してよろしいですか。

○高山座長 はい。

○中田参与 今、時価情報が必要なのは、企業会計でいえばその他有価証券、公益法人会計でいえば、満期保有目的の債券並びに子会社、関連会社の株式以外の有価証券ですね。それは時価で評価されていますから、時価情報が全くなくて、額面というわけではないのですね。

○高山座長 そうです。

○中田参与 それでプラスして時価も表示しろということなのですが、今、公益法人会計基準では、8ページにありますように、満期保有目的の債券については時価を注記していますね。これはたしか16年基準のときにつくったと思うのですが、これは公益法人の実情に合わせて時価情報の注記を補うような意味で書いたのではないかというように私は理解しているのですが、公益法人にとってこれでは不十分なのかということですね。これで十分であればこれでいいのではないか。時価はちゃんと公表されているわけですし、改めて時価情報を追加で金融商品会計にのっとなった形で記載することがメリットがあるかどうかという点だと思うのですけれども。

○高山座長 そうですね。金融商品はすごく幅広いですから、現預金から金融商品という定義ですからね。

○上倉参与 借入金もそうです。

○高山座長 借入金も売掛も買掛も全部金融商品という、べらぼうに一般人の常識を超えた部分が金融商品会計の守備範囲なので、さて、それを全部入れるととんでもない情報量になると思います。例えば8ページ目で、今、金子参与がおっしゃったように、リスク情報というものを持たせるかどうかなのですが、これはかなり金融商品についてリスク情報も細かいところを書いて、また、そういう内部統制を組ませなければいけないというような方向性になってくるので、事務サイドとしては物すごいものになってくるのですね。

今、確かに全部時価に、公益法人会計基準は、金融商品のうちの有価証券については全部時価にさせてしまって、そして必要な部分の原価、あるいは償却原価法になっている部分については開示というところで行っているのは、中田参与がおっしゃったように、やっていることはやっていて、あとプラスアルファをどうしましょうという話ですね。

○上倉参与 協会の中での議論でも、8ページの②に書いてあります(1)(2)のうち、(2)の注記は、恐らくほとんど要らないのではないのか。企業では売掛や買掛、借入金なども注記していますが、実質的に帳簿価格とほぼ同じだというような結果しか記載されないケースが多いですから、恐らく②はほとんど記載する意味はないのではないかという意見がある一方で、(1)の状況に関する事項については、これは財団によっては非常に重要な情報なのではないかというような意見も出ました。

○高山座長 リスク管理をしてということだったのでしょうか。すごいですね、あの文章、見ると。参与の方たちは御理解していますけれども、委員の方、非常にこの金融商品が大き過ぎる会計基準になっていて、我々が考える以上の部分なので、入れてしまうと物すごく入ってくる。だから事務局案が出ているのだと思いますが、限定的に今入っている部分でもいいのではないかと考えるのか、もっと広く、もっと広くするならば、どれを入れるかという議論になってくると思うのですね。すべてではないので、今、上倉参与がおっしゃったように、金融商品の時価を把握できない場合には云々かんぬんと書くような物すごい注記なのですけれども、そこは要らないだろうということで、1つひとつ、こういう判断をしていかなければいけないという大変さはあるので、もし方向性としてやるならば、全部入れるというのもすごく楽なのですが、1個、1個、その中で、これは重要、これはという、そういう作業も必要なのかということも出てくると思うのですけれども。

○小森委員 よろしいでしょうか。

○高山座長 はい。

○小森委員 公益法人の世界で、リーマン・ショック、大激震があって、その後の金融商品をどういうふうな形で、低金利であるという中で運用していくかということが課題になってきたと思うのです。そういうリスクというか、価格変動が、50年に一遍なのか、100年に一遍なのか、定期的に訪れるという状況の中で、そういう低金利の時代を切り抜けて

いくための、私、上倉先生がおっしゃられたリスクテイクなりの取組方針というのですか、財団として運用を多額にしているのは結構いらっしゃるので、そこら辺の情報は非常に重要ではないかと思っていますのです。開示はいいと思うのですけれども、物すごい重装備の開示は全く必要ないと思いますし、注記で時価情報足りていますので、むしろそういう定性情報というか、法人さんの運用の方針を外に出してもらおうほうがブレーキにもなるかもしれません。

○高山座長 これを出させると多分ブレーキになるのですよ。構築しなければいけませんから、しっかりやっても、しっかりなっていない法人さんもありますからね。少ない人数。

○小森委員 ちょっと過激ですか、出すのは。

○高山座長 会計基準が結構ガバナンスに影響するのは確かなので、これが入っておかげでしっかりやったという上場会社知っていますので、その結果、役員会にこういう方針でいきますと出すようになったりもしているのです、いいことではあるのでしょうか。でも人材が余らないところはしんどいでしょうが、だからこそ本当は必要なのでしょうね。

○梶川参与 よろしいですか。

○高山座長 はい。

○梶川参与 そういう意味では、今、金融商品広く営利企業で行われているのですけれども、5ページにもちらっとお書きになっているように、営利企業の場合に投資意思決定の問題として企業価値測定というニーズがすごくあって、これは比較、借入金なども含めて全金融商品について、できる限り正確に測定できる情報を出していきたいということだと思っておりますが、公益法人の場合、さすがに、今、売ったり買ったりする話ではなくて、企業を、というか、エーティティを。比較、財務上の持続可能性のようなものが情報価値として高いということで、今、概念整理の中でもそういう論点もあるとは思っているので、そういったことを少し整理して、ある程度適した情報開示になるという整理はあるのではないかと思います。

ただ、その反面、先ほどからおっしゃられるように、その組織について、一定以上の金融商品を取り扱おうとするのであれば、むしろこのプロセス管理を整理するという意味で、定性的情報開示というのはとても逆に重要だと思っております。これをうまく書けないような状態でやらないでよ。組織の持続可能性に影響を与えるような有価証券運用のリスクをとらないでくださいというのは、むしろ会計基準が誘発する非常にいい内部統制効果になるとは思いますので、今、座長言われたとおりなのです。書けないということはやってないということですから、そもそも方針がないということなので、その割には結構な金額の有価証券を運用するというのはちょっとやめてほしいなということだと思っておりますので、そんな難しい書き方があるわけではなくて、どんなポリシーでやっていて、どんなリスクならしよってもいいというぐらいは、一人でやっていても考えてくれないと、公益性のある組織としてはやらない以上に問題ではないかと思っておりますので、その点はあるので、数字の問題ではなくて、定性情報としては意味があるのではないかと。ただ、売掛、買掛、借入金で、

金融工学を使ってその価値を表現したところで本当の財務情報として意味があるのか。

それはもちろんそれをやることによって持続可能でないような組織なのだからというのは表現されるようなほど、何か影響があれば、それは幾ら公益法人といっても意味があると思うのですが、多くの場合、そんなことはあり得ないと思いますので、ただ、企業価値測定と持続可能性についての財務情報、その辺は理屈っぽいのですけれども、御整理いただいて取捨選択していただくというのはあるかなという気がしたのですけれども。

○高山座長 梶川参与、その取捨選択はこの研究会でやるべきなのか、一回協会に投げてスタートする。取捨選択してよということできますか。

○梶川参与 私がここで、ただ、ここが規範性の原点を持っておられるので、協会も最大限、今の知識を御提供はしますが、それを採用していただくかどうかはここという。

○高山座長 皆さんの御意見を考えると、全部は適用するのはちょっといかがなものかみたいな、重要なものをピックアップしましょうという形に考えてよろしいでしょうか。

○梶川参与 そういう理論的な枠組みを整理していただいた上で、実務的なガイドラインを出せとかというのだったら、また、ここから再び投げさせていただいて、今度は実務運用者の協会として、ガイドラインみたいなそういうものという、ちょっと理屈っぽすぎますけれども、多分そういう。結局はそちらへ戻るのですけれども、そんな感じかなと思ったのです。

○金子参与 よろしいですか。

○高山座長 どうぞ。

○金子参与 今のお話をいろいろお伺いして、上倉参与や梶川参与から、持続可能性とか、運用ポリシーの定性的情報の開示というのは非常に重要だと私も考えていて、そのほか中田参与からも、既にある程度の時価情報が出ているのだからという話があったとすると、仮にごく一部の法人しか開示をしないとしても、現状の理由づけの会社法がどうかという理由でそこに持っていけないというのですか、もし何を開示しないということを決めるのであれば、むしろ公益法人は非常に小規模で重要性が難しい問題ですとか、既にある程度の時価は開示されている問題ですとか、あとは運用ポリシーについては最低限書いてくれとか、そういう話になって、投資家が存在しないから必要性がないとか、そういうような話で最終的な結論に導くと、恐らくその後、出したときに相当な反論が外部から容易に予想されるという形なのに、最後、重要性があるところへ限定的に開示するにしたときの理屈づけは、恐らく会社法の注記というのはごく一部の説明にしかすぎなくて、そのほかに、今、梶川参与、中田参与、上倉参与がおっしゃった部分をかなり、ちょっと重複になるかもしれないですが、くっつけていかないと難しいのかなという気はするのですが、いかがでしょうか。

○高山座長 いかがでしょうか。なかなか説得力のある御意見いただきまして、ありがとうございます。この中で、いいですよ、事務局案は、話がずれていますので、今さら、この事務局案出すととんでもない話になるので。

○岩田局長 済みません、1つ、上倉先生にお聞きしたいのは、最初の前提のところ、「不特定かつ多数の第三者等多岐にわたると考えられる」と書いてあるのですけれども、この不特定多数というのは、例示に書いてあるような寄附者という話以外に、例えば公益法人が助成をする助成先とか、そういうのが入っていますね。

○上倉参与 そうですね。

○岩田局長 それで、実は不特定多数でなくて、債権債務が特定少数というか、一般債者でなくて特定債権者との関係で資産保全がどうなっているのかというのが問題になっている部分があって、つまりある法人がお金をお預かりして、それを運用するのではなくて、基本にお預かりして、それをその人のために適宜に支出してあげると。したがって、それは保全されてなければならないというような責務がかかっているようなものなのですけれども、現実にはプールされていますので、それが何らかの金融商品も含めて運用されている。それがどうも毀損されているのではないかというような問題が個別事例として上がってきているのですが、これ自身は会計基準の問題なのか、それとも個々具体の業務の問題なのかなのですけれども、外から見ると、そこはよくわからない。私の債権は保全されているのでしょうかというようなものも個別には出てくるのですけれども、こういうものは会計基準、あるいは注記、先ほどのできるものは開示しましょうではなくて、その部分についてはほかの法人はいいけれども、こういう業務やっている法人についてはぜひ開示しなさいというようなことというのは議論になるのでしょうか。

○高山座長 特定というのはなかなか会計基準としては書きにくい部分だと思うのですね。こういう業種の場合とかというのは、先ほど言ったように会計監査人と書くのもなかなか難しいという話になってくると、そこだけというのはなかなか難しいのですけれども、今のは考えなければいけない論点ですね。

○岩田局長 今回の事務局案は引き算になっていると。つまり、会計基準があって、そこから投資家がないとか、小規模であるとか、実務上引き算になっているのですけれども、公益法人の場合、普通の会社と違って、もう少し公益性を重視するということがあるので足し算の部分があってもいいのではないかと思うのですけれども、その部分はどうするだろうなど中で議論はしていたのですけれども、しかも足し算というのは、全体に足し算するわけではなくて、公益法人の中のある類型については足し算部分が要るのではないかという議論が必要なのではないかという話をしていたのですが、若干これは引き算ばかりになっていて。

○高山座長 そうですね。

○長参与 もともと公益法人会計基準は広範囲な利用者向けに出している財務報告の枠組みだと思うのですね。ですから特定の利用者だけでなく、広範囲の利用者が利用できるものを明文化すべきだということですね。その中でどれがいいかということになっていくと思うのです。特定の利用者ですと、個別の契約とか、何かそういうものがあってコンセンサスが当事者同士でされるということが必要だと思うのです。ちょっと会計基準とは違

ってくると思います。

○梶川参与 会計基準で一般的な整理の書き方で、今のような法人というのは、ある種重要性があるわけですから、この原則というか、企業会計並みの開示、当然やるよね、というふうに読み込めるようにうまくつくれるか。さらにそれにプラスアルファのオプションとして、むしろ企業会計以上に詳細な何かをオプションとしてつけていくのであれば、それはそれで1つの行政目的的な観点から、何かそういうオプションをつけようという整理をすることも可能ではないかとは思いますが、ただ、会計基準の中では、それは一般的理論の整理の中で読み込めるという範囲以上のものを入れ込むと、何とか会計、それぞれの組織体ごとに会計基準になってしまうと思うので、公益法人全般。

今おっしゃられたようなのは、多分そこでの書きぶりによっては、当然書いてよというふうには読めるということになるのではないか。これから今詰めていく流れの中、ないしはひょっとしたら、FAQとか何とかで、そこは別に理論が外れているわけではなくて、同じ範囲の中で。

○小森委員 会計理論の中で、今の目的、おっしゃられたものを達成しようと思ったら、今の制度会計上はないのですけれども、例のパスフィーの拘束性資産というところでおさめられないかなと今思ったのですけれども。

○高山座長 そうですね。ただ、それが毀損しているというのは、金融商品ではなくて、貸付金だとかそういうので毀損しているというお話なのですか、事務局長がおっしゃっているような、そこから、ちょっとわからないですけれども。

○岩田局長 ちょっと具体名は。

○高山座長 金融商品なら時価開示させますので、どう毀損しているかわかるのですけれども。

○岩田局長 お年寄りの見守りみたいなことをやっているところなのですけれども、お亡くなりになったり、退会されたら全部返さなければいけないという通知がかかっているところを、ただ現実に運用している場合には全部キャッシュで持っている必要ないものですから、不動産にしたり、場合によっては金融商品を運用したりしていると、レーニングの世界ですね。ただ、今現在、そこで突然全員解約したらどうなのだとしたら全部戻らないということがある場合に、しかもそれが資産の何割かにも及んでいるというようなときに、そういうのが監督上の措置としてきいてきてやっとならぬというのは、まさに一般債権者ではなくて、個々の債権者にとって、自分の資産が保全されるかどうかは会計上見てもわからないというのは、少なくともその事業に関しての公益性が非常に疑われるという問題が出てきているものですから。

○高山座長 ぴったりする事例がどうかかわからない。私の知っている事例で、互助会というのがあって、互助会というのはお金を預かってそれで運用して、将来、例えば葬式がある、そういうときに使うというので前受的な収益なのですけれども、やめるときには返さなければいけないという話で、使い込み、使っているというか、使っちゃうのですね、

お金があるからというので。それが問題となって、法律上、割販法でガッとやって、割販法の中で、こういうものは保全するので、預託するか、保証協会の保証をもらうかという事で保証するという制度がたしかできているはずなので、今の話聞くと、個別法を持ってこないとなかなか難しいような事例なのかなと。

○岩田局長 まさにこの場合は割販をうまく逃れて公益法人のという形になっているものですから問題なのです。

○梶川参与 会計基準の考え方としては、私は当然それは包括的な注記事項として入られるという話には当然なると思うのですね。それを何かどういうふうに強制するかという話は別で、そこに例えば監査人がいたらどうかという話ですけれども、また、所轄のチェックの上で、これは多分財産の包括的な状況を明らかにする必要な事項を注記しろとございますので、だから、そこで事例ごとにもう少しこの読み取り方をはっきりするというワーニングをだれがどういうふうに出すかですけれども、ガイドラインなり何なり、こういう事例はこういうことなのだみたいな、その他事項の事例でもどんどん出していきなり、そういう方法論はあるのではないか。基準自身にはとにかく包括事項が財産を危うくすることは当然リスク情報にもなりますし、別に読めていけるのではないかという気はするのですけれども、その他注記という。

○高山座長 そうですね。ただ、読めたとしても逃げちゃう。絶対やらなければだめというような強制力がないだけに。

○梶川参与 だから強制の仕方については、逐一どういうふうを考えていくかという話。

○高山座長 どこかでバスケット条項を入れて、その他というのを入れておくことによって、それをぐいぐい使っていくのでしょうかね。

○梶川参与 はい。

○金子参与 先ほど局長からのプラスの観点でという話あったのですけれども、公益法人は運用益に関して課税上の優遇がありますね。普通の中小会社であれば債券を運用したときの源泉等もなかったり、そういうことに対しては何か今回の開示との関連はあるのかなというのが1つ疑問としてありまして、もう一つは、雨宮委員に聞いたほうがいいのかももしれないのですが、アメリカの場合は非常に多額の金融商品を保有しているプライベートファンデーションの場合にはかなり厳密に資産の情報を出させて、毎年その資産を吐き出させるような形にして、投資収益に対しても特定の条件を満たさない場合には課税するような措置をとっていて、結局その目的は、実質的な脱税防止とあとはガバナンスですね。実質的な相続税、例えば運用益の潜脱防止と、あとはいっぱいお金持っているところがきちんと運営されるようにというガバナンスの問題があって、むしろ運用益とか企業価値がどうというよりも、かなりガバナンス的な観点からたくさん金融資産を保有している法人については相当厳格な、それを実際はき出させるのもそうですし、開示もされているということで、非常に全財産に占める運用資産の割合が高い法人は、それなりの運用のポリシー等はある程度出していくという一般的な会社や公開会社にはない、そういう積極的な理

由としては、そのあたりが考えられるのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○雨宮委員 済みません、先生、おっしゃったとおりで、ファミリー財団に関してはそういう、全体でも資産の何%を吐き出さなければいけない条件があって、その条件を非営利の団体にもありますから、それは単に金融資産を持っているからとか、そういうことだけでもなく、ファミリー財団の場合は、多分自分たちの持ち株会社みたいなものを持っているところがあったり、その逆にといいますか、フォード財団のように、それまでフォードの株をいっぱい持っていたのですが、なるべく公益法人としてやるために全部売ってしまったというケースもあるのですね。なるべく自分たちの身をきれいにするので、いろいろな事情があります。

もう一つ、済みません、よろしいですか。

○高山座長 はい。

○雨宮委員 今の議論聞いていて、この開示というのは一体だれのための開示なのかというのがちょっと気になるのですね。公益法人の場合について、そこに内容を見て、こういう運営をしていて、事業にそれがきちんと使われているとか、そういうことがはっきりわかれば、それは寄附者とか、支援していこうと思う人たちにはいいと思うのですけれども、多分企業会計の場合は、恐らく投資家のためですよね。そことちょっと違ってくるのではないかという気がいたしますけれども、済みません、私、専門家ではないので申しわけないです。

○高山座長 まさにその視点を入れなければいけないと思ひまして、例えば8ページ目の②のガバナンス、定性的なところは、(1)の①と②、取組方針とその内容とそのリスクあたりは、本当は書いていただくと、先ほど言いましたように自律的にこういうことをしなきゃいけないとしなければいけない、また仕組みをつくってきちんとやりましょうという形になるので、本当はこういうのをに入れていくといいのだと思いますよ。

ただ、③④までになってくると、ちょっと重くなっていくので、ということで、公益法人として必要な注記と、あとは公益法人として過剰な部分ですか、過剰な部分を分けてやって、金融商品をそのまま入れるとやはり過剰になってきますから、今、必要な部分でいいのか、あとプラスアルファ、定性的なものを少し入れるとかという形で考えるということではいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○高山座長 これは事務局、大変かもしれませんが、公益法人としてプラスアルファ、つけ加える部分として金融商品の中を概観していただいて、これがあつたほうがガバナンスに有効だとか、あるいは寄附者、行政としても有効だと思われるような開示の部分をピックアップしていただいて、それは努力義務かなんかで入れていただくような形にしてもいいですし、課題があれば過剰過ぎますからちょっとそいでいただいて考えるということで、一応金融商品関係は時間もありませんけれども、よろしいでしょうか。ちょっと異議のある方、よろしいですか。

○梶川参与 全く結構です。その過大のものをそぐときに、今言われた情報価値の利用者目線での企業価値測定と違う部分を少し書いていただければいいのではないかと思います。

○高山座長 ありがとうございます。

○松前課長補佐 座長、済みません、確認をさせていただきたいのですけれども、金融商品については、導入目的については公益法人特有のニーズや持続性の観点とかを踏まえて導入目的は書かせて案をつくらせていただきたいと思います。

その開示する項目については、現在、会社法のベースにある項目を参考にプラスするものとマイナスするものを、金融商品の会計基準を参考に、そこからプラス、マイナスをして、項目をこちらで考えさせていただくということと、あと、適用対象については、重要な財団法人さんについては開示をするべきといったことにするのか。

○高山座長 望ましいとするか。

○松前課長補佐 するのかというところはどうかということ。

○高山座長 それは一応2つの考えでいったらいかがですか。皆さんの御意見を聞きながら「すべき」になるのか、「望ましい」になるか、これは検討しなければいけない部分ですので、事務局案では「すべき」で一応出していただいて、我々のほうで「望ましい」にするかどうか、検討させていただくということ。

○松前課長補佐 一応重要かどうかというところは、先ほど運用資産の規模とか、そういうことが1つの目安になるのかと思いましたがけれども、重要であるということ。

○高山座長 協会にしてもらったほうがいいか。

○梶川参与 重要の内容について少しガイドラインを、こういう考え方になることは。

○米澤次長 重要であることの目安。

○梶川参与 目安をどういうふうに考えるかですね。

○高山座長 目安はある程度ちょっと。

○小森委員 割合か絶対額しかないですね。総資産に占める割合。

○上倉参与 資産に占める割合というのが、直感的に一応考えられる。

○米澤次長 例えば定性的に何かそういう説明ができるかどうかということもあるかもしれませんが。

○梶川参与 どちらにしろ、ここでは重要な場合というところで、今回逃げていただく話ではないでしょうか。

○高山座長 会計基準なので重要で逃げていただいた後は。

○梶川参与 それは時の経過のところに。

○米澤次長 仮に定性的なふわあつとした説明の仕方だと、規定といいますか、書き方すると、述語の部分、先ほどの「すべき」とするのか、「望ましい」とするのかというところの書き方にも変わってくるかなという気はいたしておりますが、基準でもって何円以上はこうなさいと言うのか、それとも重要な部分はこうしたほうがいいですよというメッセージとして書くか。

○高山座長 基準には「重要」と入れておいて、例えばFAQとかガイドラインのほうで少し動かす、あるいは運用指針で動かすというわけにいかないのですか。基準に数値を入れるというのはすごく危険だと思うのですね。

○米澤次長 私の発想はどうしても役人の発想なので、これを義務づけ、義務づけるというのは強制するのか、それともお勧めするのかというのは随分違ってきますので、今後の仕事の仕方というか、法人とのかかわりも大きく変わってくると思いますので、そこら辺が一番悩ましいところかなと。仮にこれがいいですと、先ほど先生方からもありましたように、この案で書かせていただいたのは、かなり後ろ向きな書き方になってはいますけれども、非常に有意義であるということはおっしゃるとおりだと思いますし、それをこうしたほうがいいですよということで書いている分には、我々としても書きやすいとは思っています。そうすると重要だということで、ちょっとふわあつとして、その重要かどうかはそれぞれ御判断を法人として、してくださいと。それは法人自治の話で、きちんと説明責任があなた方にあるのですから、重要だと思ったところは、こういうふうにやるといいですよというものにできると、我々としても非常に今後やりやすいというか、法人としてもそのほうが、逆に法人にげたを預けてしまうことにはなりませんので、その意味では法人としての判断は出てくると思うのですけれども、端的に言って、強制力を持たせるかどうかということではないかと思っております。

○梶川参与 基準と言った以上、強制力は出ざるを、強制力を背景にした文章に「望ましい」というのはちょっと難しいのではないかという気はするのですが、もし、その意図であれば、基準にそういうことについて触れずに、何か違うもので「望ましい」というメッセージを出したほうが。

○米澤次長 例えばFAQなんていうのは、言ってみれば解説にすぎないものですので、そういう中で何か打ち出すかということになってくるのですね。

○梶川参与 基準でいいも悪いも触れずに、そのFAQみたいなもので、わかりにくいけども、そうするとぼやける可能性があったり、逆にすごく几帳面に考えられる方は逆にみたいになるかもしれないので、よかれと思ってやったことが、反対に御批判が来るというか、はっきりしろみたいな話もあるかもしれないので。

○米澤次長 本当にそれではっきりさせていいのですかということもあると思うのです。

○高山座長 今の方向性からするとはっきりさせなければいけないような、そういう性格のものだと思いますので、書き方は、重要でなければならぬのか、重要がない場合には省略できるにするか、ちょっとわかりませんが、方向性は強制力を持って書いていくと。具体的にはどこかで解説なり何なりで基準を、あるいは協会かもしれませんが、基準をどこかで書いていただくしかないのではないですか。重要がある場合には書かせないといけないかなという気はするのですけれども。

○松前課長補佐 今の感じからいきますと、具体的にイメージされているのは、先ほどの定性的な情報の中でも、①②を入れるというようなことでできておりますので、会計基準の

中の財務諸表の注記の項目を1つふやすというようなイメージでよろしいですか。

○高山座長 そういうことだと思います。

○松前課長補佐 そうすると、そこに案として項目を挙げさせていただくということと、あと、そこに書くかどうか、重要かどうかという判断は運用指針、もしくは協会の実務指針などでお答えをいただくことになるかというのを、この内容によって次回御検討いただくようなイメージで。

○高山座長 もしかしたら変わるかもしれないので、確約はできないのですが、そういう形で書いていただければ。

○米澤次長 とりあえずそういう形で整理をして、また、たたき台としてお示しをすることで、作業を。

○高山座長 ちょっと大変かもしれませんが、よろしくお願いします。

ちょっと時間も過ぎて、進め方もよくないので、申しわけないのですが、それではこの後の、1回切りましたので、続きということで、資料3-1、別紙2について、上倉参与のほうから。

○上倉参与 はい。12ページ、13ページになります。「公益法人会計基準における『会計運営の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準』の適用可否」ということで、1段落目のところでは、企業会計では、財務諸表利用者への比較情報の提供を担保するために、こういった会計基準が取り入れられたというようなところが書かれております。

2つ目の段落のところですが、20年基準の注解のところ、経常外増減に属する項目については、臨時的項目及び過年度修正項目というものが例示されています。すなわち過年度の遡及修正を求めている、それを前提にしている会計基準になっているというところでございます。

あと、3つ目の段落のところでは、この基準は期間比較可能性、それと企業間の比較可能性を向上させて、財務諸表の意思決定有用性を高めることを目的としていますので、企業に限らずどのような法人形態であっても志向すべきことであるというような考え方が書かれていて、公益法人会計における財務諸表利用者の財務諸表利用目的を想定した場合、公益法人会計において過年度遡及及び会計基準を適用することは有用と考えられる、ということで、財務諸表利用目的のところ（※）がついておりますけれども、これはことしの5月に会計士協会から出された非営利組織の財務報告のあり方に関する論点整理というところを御参照いただくという形になっています。

今度13ページのところに行きますと、「また」以下の文章、学校法人及び独立行政法人においては、制度上の問題（補助金の返還実務等）により過年度遡及会計基準を適用しない旨が公表されている。そのため、公益法人及び移行法人においても、過年度遡及会計基準を適用することによる制度上の問題がないかを整理する必要がある、ということで、仮にこの遡及基準を適用した場合に、以下の①～③のような疑問点が生じてきますということで、まず①収支相償の第一段階の判定で、前年度に剰余金が生じていた場合は当該剰余

金を合計して判定することになるが、遡及処理を行った場合の当該金額の取り扱いはどうなるのか。

②遡及処理を行った結果、控除対象財産の前年度の金額が変更となった場合、別表C(2)の期首金額の取り扱いはどうなるのか。

③別表H(1)の「前事業年度の末日の公益目的増減差額」の取り扱いはどうなるのか。

協会での公益法人分科会での議論の中では、おおむねこの遡及基準を適用すべきでしょうという意見が大勢でした。とはいえ、定期提出書類との関係、そこが恐らく実務上はひっかかってくるころなのだろうから、そこはちょっと御検討いただくのがいいのかなということでごちらに持ち込んでおります。

定期提出書類はもし間違えていたら結構遡及して、過年度にさかのぼって訂正しているというような、そういう実務があると聞いておりますので、それに合わせるのであれば、当然財務諸表、改定のほうも訂正したほうがわかりやすいのではないかと、そういった意見もありましたし、あるいはちょっと言葉は悪いですが、面倒なので財務諸表はそのままにしておいたほうがいいのではないかと、幾つか考え方があっております。

○高山座長 なかなか誤謬と変更と難しいです。多分今の話で誤謬、間違ったので直しなさいという話だったので、今回のこの議論は、変更と誤謬が一緒になった会計処理がなかなか悩ましいと思います。ありがとうございました。

○上倉参与 最後の公益法人において、そもそも会計方針を変更するケースはまずないのではないかと。

○高山座長 変更する場合もなくはないですね。

○上倉参与 なくはないですか。そういうケースは非常に少ないのではないかと、そういう議論がありました。誤謬をどうするかという議論が多かったですね。

○高山座長 でも、それはわかりません。定率・定額で変えちゃえという、それで収支相償をクリアしようとか、考える人もいるかもしれないので、それが悪意かどうかわかりませんね。ありがとうございました。

ということで、協会としてのお考えとしては、基本はすべきであろうが、この制度上の問題をどうするかという議論で、きっとこの辺が問題になると思います。

それでは、続きまして、資料3-2、先ほど金融商品入ったのですけれども、これについて、事務局から御説明をよろしく願いいたします。

○松前課長補佐 座長、済みません、今の誤謬のところ、最初から説明いたしますか。

○高山座長 最初からやりますか。

○松前課長補佐 資料の3-2につきまして説明をさせていただきます。

今、既に御議論いただいておりますけれども、この資料につきましては、今、検討課題に上がっております会計基準の項目ごとに分けて書かせていただいております。基本的な方、その項目について会計士協会さんからいただいた考え方のまとめと、事務局としてはどのようにそれに対して考えるかということで表にさせていただいているところがございます。

ます。

「基本的な考え方」につきましては、先ほど会計士協会からの出てきた資料の中で、協会の考え方は示されているところがございます。

内閣府の事務局案といたしまして、御説明させていただきますと、一番上の左でございます。一般法人法において「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする」と規定されていることから、企業会計の基準によることを基本としつつも、個別の基準を公益法人に適用するか否かは、公益法人に過度の事務負担を課さないようにするとともに、利害関係者への開示や行政庁による監督の必要性等を踏まえて検討すべき、という考え方でさせていただいております。

続きまして「退職給付」会計についてです。これにつきましては、平成24年に企業会計のほうで改定されているところですが、公益法人の会計基準でも注記や運用指針で300人未満のように内容認規定も置いているところから既に退職給付関係については公益法人でも考えているところがございますので、現行どおり、20年基準でも本基準の適用が前提とされているという考え方にしているところがございます。

おめくりいただいて、2ページ目でございます。

「金融商品」につきましては、先ほど御議論いただきましたので、省略とさせていただきます。

3つ目の「リース取引」のところでございます。これにつきましては、どのように考えるかといいますと、協会では、それについては特に企業会計と変わるところがないので適用するということの御意見をいただいております。

事務局案のほうでも現行どおりということで、20年基準の考え方と同様ということでそのまま変わらない案としているところがございます。

引き続きまして、3ページ目でございます。「棚卸資産の評価」についてですが、これについても協会からの考え方は必要ということになっているところがございます。

事務局案につきましては、20年基準でも時価が取得価額より下落した場合には時価をもって貸借対照表価額とすると。これは16年から20年基準に変わるときに時価評価を原則とするように変えてございますので、多少企業会計の時価の持ち方とは違うところがございますが、影響がないということでそのまま現行どおりという考え方をとらせていただいております。

続きまして「工事契約」でございますが、これについては、特に公益法人の会計基準の中で触れているところはないところです。

協会の考え方というところでは、企業会計と同じで、これを適用しないということはないまま、適用するという結論をいただいているところだと思います。

事務局案といたしまして、会計処理と注記ということで分けて考えるところがございますが、会計処理については必要であるというような考え方をとらせていただいております。

開示・注記については、基本的には開示の目的やだれが見るかという観点からいきます

と、企業会計とは違って、投資家が存在しないような公益法人にそこまで必要性を求めるのは必要性が乏しいというような考え方をとっておりまして、ここでは余り開示・注記については必要がないというような結論で書いているところでございます。この点は協会との考え方が違うということかと思えます。

続きまして4ページ目、「資産除去債務」についてです。

これについても、20年の会計基準ができたときには、資産除去債務の会計基準自体が導入されてございませんでしたので、特に触れているところではございません。

会計士協会さんの御意見では、これについては適用するという考え方の結論をいただいているところでございますが、事務局案としては、会計処理ということに関しては本基準のほかによるべき基準がないことから、公益法人についても適用するべきという形で案をつくらせていただいております。

開示・注記については、先ほどと考え方は同じでございまして、企業会計における投資家にとっては必要不可欠な情報でございますけれども、投資家というものが存在しない公益法人にそこまで求める必要性は乏しいという形で、注記については必要がないというような結論になっております。ただ、この考え方については、公益法人が自主的に注記することは妨げないが、その場合には継続的に適用することが必要という形で、ここでも注記自体は必要ないけれども、する場合はそれでいいということになってございます。

続きまして「賃貸等不動産の時価等の開示」についてです。これについても20年の会計基準ができた後に導入された開示の基準でございまして、会計士協会さんの考え方としては、これについても導入をするというような報告で結論をいただいているところでございます。

これについて事務局案としては、ほかの注記に対する考え方と同じ考え方をとっておりまして、投資家が存在しない公益法人には必要ではないということで案を書かせていただいているところでございます。

続きまして5ページ目でございます。「会計上の変更及び誤謬の訂正」というところでございます。

ここにつきまして、先ほど上倉参与から御説明いただいたことが要約されて会計士協会さんの考え方を書いているところでございます。

事務局案につきまして御説明させていただきます。まず1つ目が、銀行や投資家等の利害関係者が有志や投資を判断するに当たり、経年的にその業績の推移を把握する必要がある営利企業とは異なって、公益法人については、年度単位で収支が相償し、公益目的事業が適正に実施されているかを確認すれば足りることから、「期間比較」の必要性は乏しいということでございます。

2つ目が会計方針を変更した場合でも、変更前の算定方法もその時点では適正なものであったことから、過年度分にまでさかのぼって訂正を求めるのは、法人にとって過剰な負担となる。

3つ目が、誤謬についても、定期提出書類を訂正させれば、収支相償の確認など必要な監督権が行使できることから、再度の機関決定が必要となる財務諸表の訂正まで求める必要性に乏しい、ということでございます。

4つ目が、仮に会計方針の変更や誤謬の発覚に伴い前期分を訂正せず、前期末剰余金と当期の期首剰余金とが相違することとなっても、注記等によりその差額を説明すれば支障はない、という形で、行政目的を第一に考えまして、定期提出書類の提出書類については訂正があるので、会計基準のほうではそこまで求めないというような結論になっているところでございます。

その次でございますが、「固定資産の減損」についてです。固定資産の減損については、既に会計士協会さんのほうで実務指針を出していただいているところでございます。

会計士協会の考え方ということで、20年基準において公益法人等の特性を考慮した処理方法を規定しているので、それに従うということで書いてございます。

事務局案といたしましては現行どおりということですが、20年基準においては、公益法人の特性を考慮し、資産の時価が帳簿価格からおおむね50%を超えて下落している場合には時価をもって貸借対照表価額とすることとしており（強制評価減）の考え方をとってございますが、引き続き、この方針により運用をしていきたいという案をつくっているところでございます。

資料3-2については以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。今のところの事務局案として、仮に出しているところでございます。先ほどの部分もあわせまして、重複する部分もありましたけれども、ありがとうございました。

今の5ページ目の2個目の「会計上の変更及び誤謬の訂正」について、上倉参与から御説明いただいたので、皆さんとここについて、きょう残りの時間余りないのですけれども、検討していきたいのですが、長参与から、どういうふうにするか。

○長参与 遡及するということですね。

○高山座長 はい。

○長参与 私はやるべきではないと思っています。2期比較になっていますけれども、2期比較、そのときだけの比較でいいのかということと公益法人は実績が重要なので、全部比較するのだったら、過去にずっとさかのぼって比較しないと意味がないのですね。そのとき、そのときの実績をあらわすことが重要ですから、そういう点では前期だけ直せばいいという問題ではないので、遡及修正はするべきではないと思います。

○高山座長 ありがとうございます。中田参与、いかがですか。

○中田参与 結論から申し上げて、私もやるべきではないと思います。実務的に不可能だということと、期間比較ということの必要性が企業会計に比べて薄いのではないかと考えておりますので、やるべきではないのではないかと考えています。

○高山座長 それでは、立場上言いにくいかもしれませんが、上倉参与、説明していただ

いた上で、どうでしょうか。

○上倉参与 私も個人的な意見は、どちらかというと、協会の意見で、会計の理屈からいって遡及すべきと考えていまして、ただ、本当に比較情報を求める人がどれだけいるのかというところもありますので、そこはどちらかというと、行政サイドで判断していただいて、これはもう要らないのだというようなことを言うていただければ、それはそれですっきりするのかなという気がしています。

○高山座長 金子参与、いかがですか。

○金子参与 最終的な結論は揺れているので、この持っていき方なのですけれども、事務局案のほうは最初から必要がないので言わないというような、やはり会計上、先ほど上倉参与もおっしゃったように、もともと書いてある、内容的にも公益法人に特段これを適用しない理由が見当たらないのですね、会計利用。ですので、必要だけれども、いろんな支障があるのでできないというのか、必要なのでやるか、どちらかでしていただく。必要ないのでやらないというのは余りにも言い過ぎで、先ほど梶川参与からもありましたとおり、持続可能性という点を考えると、もちろん实际的にどれぐらいの方がそれを見ているかという問題はあるにしても、それなりに、期間比較が不要ということはちょっと言い切れなと思いますし、少なくとも極めて大きな誤謬があった場合には、その誤謬の内容はきちんと注記していただいたほうがよろしいかと思しますので、そういった点で、結論は微妙なですけれども、それが全く必要というのをベースにして、最終的な結論を導くことには反対です。

以上です。

○高山座長 梶川参与、いかがですか。

○梶川参与 私も今の金子先生に近いところもあるのですけれども、確かに2期を比較して、どれほど持続可能性を判断するかということもないではない。普通の企業のトレンドに大きく影響するというような、先ほど言った企業価値測定上のトレンドというほどのトレンドに対するニーズがあるかということ、それは違うかなという認識もあるもので、ただ、今おっしゃられていたように、最初から要らないと言われても、それはちょっと、そうかなとわかには。どのぐらい考えればいいかなということで、ただ、制度たてつけ上、たしか独立行政法人などはやってないのでしたね。あれはほかの諸制度との関係で確定しないと国庫金納付額とか何とかが全部ひっくり返っちゃうからというところで、そういう行政上の不都合というか、社会制度上の不都合というのが出るのだという論点が1つあって、それを覆すほど必要な情報ではないという整理は1つあるかなと。

上倉さんが言われた、そちらが決めてくれればというのを、今言い方を変えているのですけれども、何げなく言いわけがましく言い方を変えたのですが、そういうことかなと。ちょっと今、にわかには決めかねてはいて、変更値としては、何とかそういうことで、やらなくても理屈はつくのではないか。

ただ、4番目のそのケースで、期首と期末の剰余金が相違というのは何となく会計的に

許容できる、継続記録に基づく複式簿記の改定というのであれば、ここは何か考えていただく余地はあるのではないかと。となると、今度、当期の臨時損益みたいな話にも影響してくるので、苦し紛れに、違ってもいいよねと、私は言えないというところはあるものですから、ここは当期の訂正書類をどのようにやっていくか。従来、別に企業でもそういうところがあったわけですから、4番はちょっと難しいかなという気はするという。

○米澤次長 筆が滑ってしまって。

○梶川参与 気はするというところでは。あとは補足情報として、前期のトレンドが必要だという認定がまたされるようなことであれば、(注)とか何とか、そういう世界はあるとは思いますが、基本、本票で無理してやるということではないことで、何とか整理がつくのではないかと気はするのですけれども、協会もそれはとは言っているのです、ちょっとお互いへ理屈がつく世界を何とか考えてみたいというところがございます。

○高山座長 ありがとうございます。今までは会計方針変更したその期から直す、前は直しません。間違いがあればその期の特別損失で前期損益修正損益をやるというのが今までですね。これは公益法人もそのとおり、今やっているのですけれども、会計方針を変更したら過年度を全部直していきます。あるいは間違いがあったら過年度直しますという現在の企業会計のトレンドに合わすかどうかで、直すのはいいのしょうけれども、あとは負担感とか、あるいは行政の目的とか、そういうのを考えた中で、うまく表現できるか、ここは。要らないと、もしするならば。

○米澤次長 そこは梶川先生、金子先生の御指摘も踏まえて、制度上、公益法人という制度か実態をとらまえてどうなのかということももう少し整理をしてみないといけないと思います。また、そこも改めてたたき台をつくりまして御相談したいと思います。

○高山座長 いろいろと混乱もあるので、しないというのも悪くはないのですが、それをどう説得できるかというところだと思いますので、ぜひ検討を願いたいと思います。

○松前課長補佐 済みません、1個だけ確認させていただきたいのですが、今、誤謬のところであります会計士協会の考え方の(2)のi)で、「前期数値の20年基準における位置づけ(比較情報の考え方)」について、検討してと書いてある項目1つ挙がっているのですけれども、金子先生、20年基準をつくったときの比較情報の考え方が何かあれば教えていただきたいのですが。

○高山座長 20年基準の比較情報というのはありましたか。あのときはないのではないですか。

○松前課長補佐 ないですか、20年期比較のひな型になって。

○長補佐 2期比較は16年から入れたのですね。それで基本的に金商法の2期比較になっていて、そのほうが利用価値は高いということです。基本はそれですね。金商法をならったというだけですね。

○高山座長 金商法、昔、過年度遡及ないときには、前期は動かさないで当期に全部しわ寄せするというやり方で比較してそうやってやっていたわけですから、2期比較上、前期も

全部直したほうが投資意思決定上いいという話になって。

○松前課長補佐 ありがとうございます。

○高山座長 ここについても、また次回、時間もきてしまいましたので。

○上倉参与 最後に1つだけいいですか。

○高山座長 はい。

○上倉参与 質問なのですが、5ページ目の一番下、「固定資産の減損」のところで、右下のくくりのところ（この方針に合わせ、公認会計士協会の実務指針を改定してはどうか）とあるのですけれども、何か改定する必要があるのですか。

○松前課長補佐 いや、ないと思うのです。これは多分書き方の問題で、今、16年の会計基準の実務指針というふうになって減損会計があったので、それについて、会計士協会さんからは、要は20年でも適用できるのかという意見をずっといただいていたので、題名が20年基準の実務指針となればいいということだと思うので、そういう意味です。

○上倉参与 基本的には特段改正の必要はないという理解でいいのですか。

○松前課長補佐 実務指針全体としての改定に合わせて入れていただくということだと思います。

○高山座長 よろしいですか。

時間にもなりましたので、本日はこれで終了させていただきます。活発な御意見いろいろありがとうございます。次回はまだ決まってないですか。

○岸課長補佐 今、調整中でございます。

○高山座長 次回、決まっておられませんので、次回は改めて事務局から御報告申し上げるということですので、ぜひ次回も御出席よろしく願いいたします。

これで第17回の研究会を終わりにします。どうもありがとうございました。